

中間前金払制度の導入に関するQ&A

受注者の資金調達の円滑化を支援するため、中間前金払制度を導入します。

Q 1 中間前金払とは何ですか？

A 1 既に前金払（請負金額の40%）を支払済の工事について一定の認定要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として、請負金額の20%を追加で支払う制度です。

Q 2 中間前金払のメリットは何ですか？

A 2 中間前金払は部分払と比較して、受注者及び発注者双方の事務を簡素化することができます。部分払いの場合は出来高検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、部分払に比べ検査等に係る手間と時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

Q 3 中間前金払対象になるのはどのような工事ですか？

A 3 対象となるのは、以下の要件を全て満たしている工事です。

- ・請負金額が1件500万円以上で、かつ工期が90日以上であること。
- ・前払金を受領していること。
- ・入札公告において中間前金払の条件が付されていること。

Q 4 中間前金払を請求できる要件は何ですか？

A 4 請求できる要件は、以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- ・工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表等により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ・既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q 5 中間前金払の提出書類はどのようなものですか？

A 5 「中間前金払認定請求書」、「工事履行報告書」、「工程表」、「出来高が確認できる資料（数量表、図面、写真等）」を工事担当課に提出してください。その他必要に応じて追加の資料の提出を求めることがあります。

Q 6 請負金額が変更された場合、中間前払金はどうなりますか？

A 6

(1) 増額変更の場合

「変更後の請負金額×60%－受領済みの前払金 > 変更後の請負金額×20%」となるので、「変更後の請負金額×20%」が中間前払金の額となります。ただし、中間前金払をした後において請負金額が増額となった場合、当該増額に係る中間前金払は行ないません。

(2) 減額変更の場合

請負金額が減額変更された場合の取扱いは以下のとおりとします。

①前払金支払済で中間前払金は未払いの場合

「変更後の請負金額×60%－受領済みの前払金 < 変更後の請負金額×20%」となるため、「変更後の請負金額×60%－受領済みの前払金」が中間前払金の額となります。

(例) 請負金額1,000万円 減額変更200万円 前払金 400万円支払済
800万円×60%(480万円)－400万円
＝80万円(中間前払金請求可能額)

②前払金及び中間前払金を支払済の場合

(例) 請負金額1,000万円 減額変更200万円
前払金 400万円、中間前払金200万円 支払済
800万円×60%(480万円)－600万円＝△120万円

※減額変更後の請負金額の60%を支払済みの前払金及び中間前払金が超過するため、超過分の120万円を減額変更の日から30日以内に返還することとなります。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の用途状況からみて、著しく不相当であると認められるときの前払金の返還額は、発注者と受注者が協議して定めることとします。

Q 7 契約変更により工期延期となった場合、中間前金払の条件のうち「工期の2分の1を経過していること」はどうなりますか？

A 7 契約変更時に中間前金払の認定を受けていない場合は、「変更後の工期の2分の1」を経過していることが条件となります。

Q 8 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A 8 中間前金払と部分払は選択制となりますので、部分払を選択した工事は中間前金払を請求できません。また、中間前金払を選択した工事は部分払を請

求できません。

なお、中間前金払と部分払の選択は契約締結時に行い、以後の変更はできません。

ただし、中間前金払を選択した工事であっても、会計年度を超えて施工する必要のある工事（債務負担行為等に係る工事）については、各年度の出来高確定のための部分払を1回に限り請求することができます。